

現行保安検査の方法 (冷凍則 別表第2)	保安検査基準案・定期自主検査要領(案)	備考
冷媒設備の圧力計 (冷凍則第7条第1項第7号)	<p>5.1 圧力計</p> <p>圧力計の設置状況等に係る検査について、「<u>前回定期自主検査以降に圧力計の設置状況等に変更のないことが明かな場合は、変更がなされていないことの確認をもって不要とする。</u>」旨を規定。 <u>圧力計の許容差を明記。</u></p>	左記の事項を追記
受液器の丸形ガラス管液面計 (冷凍則第7条第1項第10号) 受液器のガラス管液面計 (冷凍則第7条第1項第11号)	<p>5.2 液面計</p> <p>止め弁の作動検査について、「<u>自動式の止め弁の作動検査を行うことが不適當な場合は、手動式の止め弁が確実に作動することを確認するものとする。</u>」旨を規定。</p>	左記の事項を追記
冷媒設備の安全装置 (冷凍則第7条第1項第8号)	<p>6.1 安全装置</p> <p>安全装置に係る検査について、「<u>前回の定期自主検査以降、安全装置の設置状況に変更のないことが明かな場合は、図面確認を省略することができる。</u>」旨を規定。 安全弁等の性能に係る検査について、「<u>圧縮機内蔵形安全弁の機能については、圧縮機のオーバーホール時に実施した作動試験記録により確認する。</u>」旨を規定。 安全弁等の性能に係る検査について、「<u>冷房・暖房を切り替えて使用する設備については、切り替え時に実施した作動試験の記録により確認する。</u>」旨を規定。</p>	左記の事項を追記
毒性ガスの製造設備に安全に、かつ、速やかに除害するための措置 (冷凍則第7条第1項第16号)	<p>6.3 除害措置</p> <p>除害するための措置の状況に係る検査について、「<u>前回の定期自主検査以降、変更のないことが明かな場合は、図面確認を省略することができる。</u>」旨を規定。</p>	左記の事項を追記
製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備 (冷凍則第7条第1項第15号)	<p>6.4 ガス漏えい検知警報設備</p> <p>検知警報設備の設置状況に係る検査について、「<u>前回の定期自主検査以降、検知警報設備の設置状況に変更のないことが明かな場合は、図面確認を省略することができる。</u>」旨を規定。</p>	左記の事項を追記